

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
31	1111 医師居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 503 単位	503	1回につき	
31	1113 医師居宅療養管理指導Ⅱ		((2)以外)	(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 452 単位	452		
31	1112 医師居宅療養管理指導Ⅰ		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 292 単位	292		
31	1114 医師居宅療養管理指導Ⅱ			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 262 単位	262		
31	2111 歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 503 単位		503		
31	2112 歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 452 単位		452		
31	1221 薬剤師居宅療養Ⅰ	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		553	
31	1222 薬剤師居宅療養Ⅰ・特薬			553 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	653	
31	1251 薬剤師居宅療養Ⅱ			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)		387	
31	1252 薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬			387 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	487	
31	1223 薬剤師居宅療養Ⅱ		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)同一建物居住者 以外の利用者に対して 行う場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)		503
31	1224 薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬				503 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	603
31	1255 薬剤師居宅療養Ⅱ				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)		503
31	1256 薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬			503 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	603	
31	1225 薬剤師居宅療養Ⅲ			(二)同一建物居住者 に対して行う場合(同一 日の訪問)	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)		352
31	1226 薬剤師居宅療養Ⅲ・特薬				352 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	452
31	1253 薬剤師居宅療養Ⅳ		がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)			352	
31	1254 薬剤師居宅療養Ⅳ・特薬		352 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	452		
31	1131 管理栄養士居宅療養Ⅰ		ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 533 単位		533	
31	1132 管理栄養士居宅療養Ⅱ			(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 452 単位		452	
31	1241 歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 352 単位		352		
31	1243 歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 302 単位		302		
31	1261 看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		402		
31	1262 看護職員居宅療養Ⅰ・准看		402 単位	准看護師が行う場合 × 90%	362		
31	1263 看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)		362		
31	1264 看護職員居宅療養Ⅱ・准看		362 単位	准看護師が行う場合 × 90%	326		